

## 藤沢市道路用地寄附受入取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、私有で現に道路敷として供している用地（以下「道路」という。）の寄附受入について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (寄附条件)

第2条 寄附を受け入れる道路は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 道路の起点及び終点の接続先（袋路状の道路にあっては、その接続先）が、境界が確定している既存の国道、県道若しくは市道又は公共機関が所有する公共用地等に接続していること。
- (2) 道路の路面が良好で、道路管理に支障を来さない状態であること。
- (3) 道路上に電柱等（やむを得ない公共施設物を除く。）の占用物件がないこと。
- (4) 道路と民有地との境界が明確であること。
- (5) 道路の排水の流末が、公共下水道、都市下水路、河川等の公共施設に接続し、又は接続することが可能なもので当該施設の管理者と協議がされ、その同意が得られていること。
- (6) 道路に私設下水道等が埋設されており、当該施設を市に移管する場合は、市の下水道管理者と協議がされ、その同意が得られていること。
- (7) 道路に接する部分に木の枝の飛出し等の危険性がなく、安全に通行できる機能が保たれていること。
- (8) 道路に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (9) 袋路状の道路以外の道路にあっては、次のいずれかに該当すること。
  - ア 既に一般交通の用に供されている道路で、かつ、その幅員が4.0m以上であって、交差箇所には3.0m以上の角切（土地が角地である場合において、それぞれの道路の境界線の交点から、それぞれの道路の境界線に沿ってできる三角形の底辺（長辺）で囲まれた部分の土地をいう。以下同じ。）があるものであること。
  - イ 建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第2項の規定に基づく道路。

(10) 袋路状の道路にあつては、次のいずれかに該当すること。

ア 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき道路位置指定の指定を受けるもの及び指定済のもの。

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項による開発行為により築造された道路

ウ 次のいずれにも該当するもの。

（ア）道路の幅員が4.0m以上あり、かつ、併せて5以上の所有者の異なる既存の家屋及び宅地がこの道路に面していること。

（イ）道路の交差点又は曲がり角には、3.0m以上の角切が確保されていること。やむを得ず片側角切の場合は、当該角切の長辺が4.5m以上であること。

（ウ）道路の延長が35m以上であつて、その幅員が6.0m未満のものについては、35mごとに1以上の自動車の転回広場が設けられていること。ただし、転回広場間の間隔が35メートルを超えるものであつてはならない。

(11) 前号ア又はイに該当する道路については、市長が別に定める条件を満足していること。

(12) 道路が藤沢市道（以下「現道」という。）を拡幅した用地である場合にあっては、現道の境界が確定していること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が諸般の交通事情及び公益的見地から特に必要と認められた道路については、その寄附を受け入れることができるものとする。

（事前協議）

第3条 自己が所有する道路用地の寄附の申出をしようとする者（以下、申出人という。）は、必要に応じて道路用地寄附に係る事前協議依頼書を提出し、寄附の条件等について協議するものとする。

2 道路管理課長は、前項の依頼書の提出があつたときは、関係部課等の意見を求め、寄附を受け入れることに対する支障の有無を確認し、条件等を申請者に通知するものとする。

（寄附の申出）

第4条 申出人は、道路用地寄附申出書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 寄附の申出をする土地の所有権が複数に及ぶ場合、その所有者全員が道路用地寄附申出書（第1号様式）を提出しなければならない。

（寄附申出の適否）

第5条 市長は、前条の申出があったときは、第2条に基づき審査し、寄附申出の適否を決定し、その結果を申出人に道路用地寄附受入諾否決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（登記等）

第6条 市長は、申出人に登記に必要な書類を提出させ、道路の所有権移転登記を行うものとする。

2 市長は前項の登記が完了したときは、道路用地寄附受領書（第3号様式）を申出人に交付するものとする。

（費用負担）

第7条 道路の寄附に要する費用は、原則として申出人の負担とする。ただし、市長が特に認めたものは、この限りではない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正前の藤沢市道路用地寄附受入取扱要綱第3条に基づく寄附の申出については、改正後の藤沢市道路用地寄附受入取扱要綱第4条に基づく寄附の申出があったものとみなす。